

資格の大原

第76回 税理士試験 国税徴収法

解答・合格ラインの読み

※問題・答案用紙は国税庁ホームページにてご確認ください。

今年も税理士試験
官報合格者の

多くが大原生です!!

■2025年度(第75回)税理士試験
大原生官報合格占有率(2026年1月8日現在)

48.5%

大原の合格者数は
直近1年分です!

比べたら分かる!
安心の実績

大原生合格者

256名

(専門課程 11名を含む)

全国官報合格者

527名

昨年から合格発表方法が変更され
合格者の確認が難しくなりました
<詳細は大原HPへ>



※大原生合格者は、全国大原グループにおいて合格するための授業、模擬試験等がすべて含まれたコースで、税理士試験合格に必要な受験科目の過半数を受講した方を対象としています。
◎資格の大原の合格実績には、公開試験のみの受講生、出版教材のみの購入者、資料請求者、情報提供のみの登録者、無料の役務提供者は一切含まれておりません。
※2024年度(第74回)税理士試験より合格発表の方法が受験地・受験番号・氏名から受験地・受験番号となり、合格者の確認が難しくなりました。

本解答は令和8年8月7日16時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕－40 点－

問 1 （20点）

問 1 (1) （10点）

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録を含む。）その他の物件を検査し、又はその物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 滞納者
- (2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (3) 滞納者に対し債権若しくは債務があった、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- (4) 滞納者が株主又は出資者である法人

問 1 (2) （10点）

（納税の猶予との関係）

税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押さえた財産があるときは、猶予を受けた者の申請に基づき、その差し押えを解除することができる。

（換価の猶予との関係）

税務署長は、換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差し押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差し押えを解除することができる。

（滞納処分の停止との関係）

生活を著しく窮迫させるおそれがあることにより滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押さえた財産があるときは、その差し押えを解除しなければならない。

問 2 (20点)

問 2 (1) (5点)

租税の存在が明らかとなる時期を意味し、国税と質権等の被担保債権との調整において、その優先順位を定める判断基準日のことをいう。

問 2 (2) (15点)

申告所得税①：200万円

申告所得税②：100万円

(理由)

〔1〕概 要

申告所得税①は甲不動産から徴収することができる。

〔2〕根 拠（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）

本問の場合には、抵当権 C（設定登記 令和 5 年 8 月 1 日）は、申告所得税①の法定納期限等（修正申告書を提出した日 令和 6 年 9 月 12 日）以前に設定されているため、申告所得税①に優先する。

〔3〕配当順位及び配当金額

上記〔2〕により、次のようになる。

第 1 順位	抵当権 C の被担保債権	300万円
第 2 順位	申告所得税①	200万円
合 計		<u>500万円</u>

〔1〕概 要

申告所得税②は乙不動産から徴収することができる。

〔2〕相続等があった場合の滞納処分の効力

（1）滞納者の死亡等の前に行われた滞納処分

滞納者 B の乙不動産について令和 7 年 7 月 1 日に差押えを執行した後、令和 7 年 11 月 1 日に滞納者 B が死亡しているため、差押えを解除せず、滞納処分を続行することができる

〔3〕根 拠（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）

本問の場合には、抵当権 D（設定登記 令和 6 年 10 月 1 日）は、申告所得税②の法定納期限等（令和 7 年 3 月 15 日）以前に設定されているため、申告所得税②に優先する。

〔4〕配当順位及び配当金額

上記〔3〕により、次のようになる。

第 1 順位	抵当権 D の被担保債権	200万円
第 2 順位	申告所得税②	100万円
合 計		<u>300万円</u>

〔第二問〕－60 点－

問 1 (40 点)

〔1〕 徴収方途 (10 点)

(1) 取引先 I

滞納者 Z 社は、取引先 I に対して丙土地を著しい低額で譲渡しているため、無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務を追及する。

(2) 無限責任社員 E 及び F

無限責任社員である社員 E 及び社員 F に対して合名会社等の社員の第二次納税義務を追及する。

なお、令和 6 年 5 月 31 日に退社登記している社員 F については、その退社前に成立（令和 5 年 6 月 30 日までに成立）している国税①について第二次納税義務を負うが、退社後に成立（令和 7 年 6 月 30 日までに成立）した国税②については第二次納税義務は負わない。

ただし、社員 F に対して合名会社等の社員の第二次納税義務を追及するためには、その退社の登記をした後 2 年以内（令和 8 年 5 月 31 日まで）に納付通知書による告知又はその予告をしなければならない

〔2〕 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務 (20 点)

(1) 成立要件

次のすべてに該当するため成立する。

- ① 滞納者 Z 社が売却時の価額 300 万円の丙土地を取引先 I へ 100 万で譲渡を行っていることから、著しく低い額の対価による譲渡に該当する。
- ② 丙土地の譲渡（令和 7 年 4 月 20 日）は、滞納者 Z 社の滞納国税①の法定納期限（令和 5 年 8 月 31 日）及び滞納国税②の法定納期限（令和 7 年 8 月 31 日）の 1 年前の日以後の譲渡に該当する。
- ③ 滞納者 Z 社は滞納国税の全額を徴収できるような財産を取得していないと認められることから、滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められること
- ④ ③の国税に不足すると認められることが、①の処分に基因すると認められること

(2) 徴収できる範囲

徴収できる範囲は、滞納者 Z 社の滞納国税①②の全額 450 万円（150 万円＋300 万円）であるが、取引先 I は滞納者 Z 社の親族その他の特殊関係者に該当しないことから、この処分により受けた利益が現に存する額 185 万円（300 万円－100 万円－15 万円）を限度とする。

無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭以外のものである場合には、「利益が現に存する限度」の額は、納付通知書を発する時の現況による受けたものの価額を基に算定する。ただし、その額が、「受けた利益」の額を超える場合には、その受けた利益の額を限度とする。

〔3〕 合名会社等の社員の第二次納税義務 （10点）

（1） 成立要件

次のすべてに該当するため成立する。

- ① 合資会社である滞納者Z社が国税①②を滞納したこと
- ② 滞納者Z社は滞納国税の全額を徴収できるような財産を取得していないと認められることから滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められること

（2） 徴収できる範囲

徴収できる範囲は、無限責任社員Eについて、滞納者Z社の滞納国税①②の全額450万円（150万円＋300万円）である。

なお、無限責任社員Fについては滞納者Z社の滞納国税①の全額150万円であり、無限責任社員が二人以上いるため、連帯してその責めを負う

問2（20点）

〔1〕 清算人等の第二次納税義務

（1） 追及の可否

清算人等の第二次納税義務は、無限責任社員Eについては、合名会社等の社員の第二次納税義務の規定の適用を受ける者であるため追及できないが、清算人である有限責任社員G及び残余財産の分配を受けた者である有限責任社員Hについては追及できる。

（2） 成立要件

次のすべてに該当するため成立する。

- ① 法人であるZ社が解散した場合において、そのZ社が納付すべき国税①②を納付しないで残余財産の分配をしたこと
- ② 滞納者Z社に滞納処分を執行できる財産はないことから、滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められること

〔2〕 徴収できる範囲

徴収できる範囲は、Z社の滞納国税①②200万円の全額であるが、清算人Gについては、分配をした財産の価額60万円（50万円＋10万円）、残余財産の分配を受けた者Hについては、その受けた財産の価額25万円（15万円＋10万円）を限度とする。

□合格ラインの読み口

本年度の試験は、〔第一問〕40点、〔第二問〕60点の配点でした。

一部解答しにくい出題はありましたが、全体的にはしっかり解答できた方が多いものと予想されます。

〔第一問〕

問1(1) 質問及び検査は、しっかりと解答できていた方が多いと思われます。

よって、9点(10点満点)は得点してほしい問題でした。

問1(2) 納税の緩和措置と差押解除との関係は、しっかりと解答できていた方が多いと思われます。

よって、9点(10点満点)は得点してほしい問題でした。

問2(1) 法定納期限等の意義は、しっかりと解答できていた方が多いと思われます。

よって、4点(5点満点)は得点してほしい問題でした。

問2(2) 甲不動産及び乙不動産の配当計算については、解答できていた方が多いと思われますが、相続等があった場合の滞納処分の効力は、解答できなかった方が多かったと思われます。

よって、12点(15点満点)は得点してほしい問題でした。

〔第二問〕

問1 〔1〕の徴収方途について、取引先Iに対して無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務、社員E及び社員Fに対して合名会社等の社員の第二次納税義務を追及する結論は、しっかりと解答できていたと思われますが、社員Fの退社に関する記述は、解答できなかった方が多かったと思われます。

よって、6点(10点満点)は得点してほしい問題でした。

問1 〔2〕の無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務の成立要件は、しっかり解答できた方が多いと思われますが、徴収できる金額については価額の値上がりについての判断やその根拠の解答は難易度が高く、解答できた方は少ないと思われます。

よって、15点(20点満点)は得点してほしい問題でした。

問1 〔3〕の合名会社等の社員の第二次納税義務については、成立要件及び徴収できる範囲ともに、しっかり解答できた方が多いと思われます。

よって、8点(10点満点)は得点してほしい問題でした。

問2 清算人等の第二次納税義務については、追及の可否、成立要件及び徴収できる範囲ともに、しっかり解答できた方が多いと思われます。

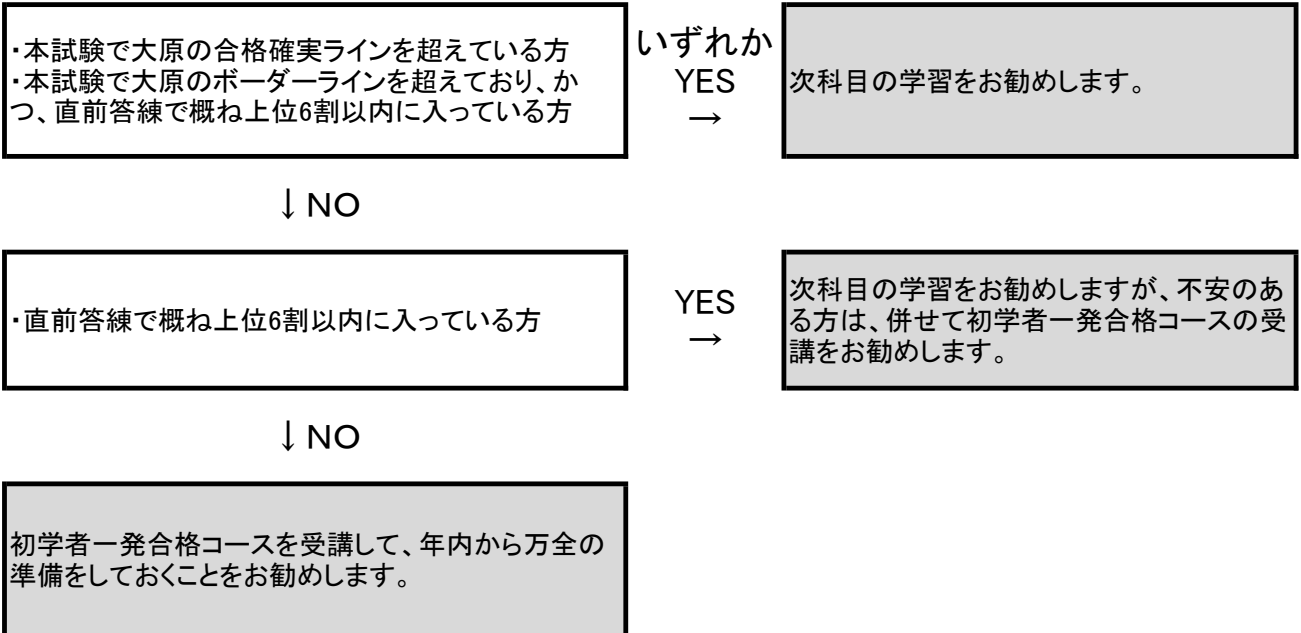
よって、17点(20点満点)は得点してほしい問題でした。

総合して、ボーダーラインは72点、合格確実ラインは80点前後になると予想されます。

【国税徴収法】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などお気軽にご相談ください。



国税徴収法 コース紹介

9月開講【初学者一発合格コース】 講義回数：41回（週1回）

（講義時間：2時間30分、第33講より3時間）

国税徴収法を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び重要論点の1回転学習を行い、1月からの初学者短期合格コースに合流するコースです。

9月から学習を始めることで、早めに理論対策に取り組めるため、1月から2回転目の学習をすることにより理解度が高められるという利点があります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内からの基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちますので、学習不足を感じた方や理論対策に苦勞された方で確実に学習項目の定着を図りたい方は、9月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。